

JASRAC管理録音物使用料領収書

高校放送研究NO.136 P9~12をよく読んで適切に著作権の処理を行ってください。

* JASRAC管理録音物について

使用音源がJASRAC管理録音物の場合、参加校は

使用音源の制作会社に使用許可を申請する。

許可が下りた場合、県大会参加時(6/19)に使用料を県大会事務局に提出する。

という流れになりますので、音源の使用料を計算し、下の領収書に記入してください。

使用料 ラジオ番組の場合1作品ごとに著作物1曲5分までにつき210円

テレビ番組の場合1作品ごとに著作物1曲5分までにつき420円

この領収書は1作品に1部作成してください。

[領収書記入例]

部 門	1曲使用料	使用曲数	合 計 金 額
ラジオ番組	210円	2曲	420円

領 収 書

2005年 6月 日

立 _____ 部殿
 _____ 高等学校 _____ 委員会殿

金 _____ 円也

但し、JASRAC管理録音物使用料として

部 門	1曲使用料	使用曲数	合計金額
	円	曲	円

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会
 校内放送委員会 会計

印

支 払 い 確 認 書 (台本貼付用)

立 _____ 部
 _____ 高等学校 _____ 委員会

参加部門 _____ 使用曲数 _____

上記の作品は確かに著作権料を支払いました。

神奈川県高等学校視聴覚教育研究会

校内放送委員会 会計 関 弘 之 印